

茨城県庁節電実行計画
～節電アクション25～

平成23年 6月21日
茨城県緊急節電対策推進本部

県庁節電実行基本方針（平成23年5月20日、県緊急節電対策推進本部決定）に基づき、県自らが実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

I 基本的な考え方

県民サービスの維持を図りつつ、県自らが、「節電アクション25」に率先して取り組むことにより、県民総ぐるみの節電を推進する。

II 実施期間

平成23年7月1日～平成23年9月30日

III 対象施設

県が管理する全ての施設（指定管理者施設含む。） 333施設

IV 節電目標

○庁舎系施設の節電目標は、以下のとおりとする。

節電目標	施設数	契約電力合計	備考
▲25%	11施設	7,150kW	県庁舎, 三の丸庁舎, 合同庁舎

○県民等が利用する施設の節電目標は、以下のとおりとする。

節電目標	施設数	契約電力合計	備考
▲20% 程度	295施設	44,353kW	学校, 公園, 県民利用施設(カシマサッカースタジアム, 自然博物館等) 保健所, 警察署 等

○ライフライン関連施設については、▲15%程度を目指して、できる限りの抑制に努める。

節電目標	施設数	契約電力合計	備考
▲15% 程度	27施設	36,346kW	病院, 県立医療大学, あすなるの郷, 上下水道施設 等

(合計)	333施設	87,849kW	
------	-------	----------	--

*節電目標は、ピーク時間帯（平日9時～20時）における昨年夏の最大使用電力（kW）に対する今夏の抑制率とする

*なお、最大使用電力の抑制にとどまらず、使用電力量（kWh）の抑制にも積極的に取り組む

V 具体的な取組

次のような25の具体的な取組「節電アクション25」により、率先的に行動する。

*アクション25のそれぞれの取組はNo.1～No.25のとおり

No.	項目	節電アクション
1	空	冷房中の室温を原則28℃に徹底（病棟, 教室, 検査室, サーバー室等については適切な温度設定を確保しつつ空調運転を抑制）
2		窓開放が可能な庁舎については、窓開放の励行及び冷房運転の抑制
3		未使用エリアの空調運転停止
4		扇風機の活用
5		ブラインド, ひさし, すだれ, 緑のカーテンの活用
6	照	執務時間外及び昼休み時間の消灯の徹底
7		執務時間中の極力消灯の徹底（業務に支障のない範囲での削減（1/2程度の蛍光灯の間引き等））
8		白熱電球の原則使用禁止（LED照明や電球形蛍光ランプへの移行, 代替品のない場合を除く）
9		廊下・外灯等その他照明の間引き・消灯（保安灯除く）

10	OA機器	待機電力の削減（未使用OA機器，業務終了後のPC，昼休み・執務時間外のコピー機）
11	その他	パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更，スリープモード等の活用
12	その他	電気ポット，コーヒーマーカー・冷蔵庫等はフロア単位での共用化（マイ・ボトルの持参）
13	機器	プリンタ，コピー機の省エネモード及び適正利用（コピーはできる限り11時～15時の時間帯を避ける）
14	共用部分	エレベーター・エスカレーターの運転台数制限
15		電気温水器の使用台数制限
16		暖房便座，温水洗浄機能の停止
17		水景（滝設備，東西池）の運転停止（県庁舎）
18	業務執行方法等の見直し	定時退庁の徹底（定時退庁日の設定：毎週月・水曜日）
19		夏季休暇の完全消化及び有給休暇の取得推進
20		イベント・会議等開催方法の見直し ・ 定例的な会議・研修会の文書・メールによる代替 ・ 開催を要する場合は時期や開催時間を検討 ・ 業務スケジュール見直しの検討，夏場を実施する場合には節電に配慮
21		積極的な階段利用（階段利用3アップ4ダウン運動）
22	その他	デマンド監視装置による削減目標管理（目標超過時の対策をあらかじめ設定）
23		太陽光発電の導入（水戸浄水場，カシマサッカースタジアム）
24		夜間帯への運転シフト（下水道施設・浄水場）
25		汚水処理設備等の運転台数削減・停止（下水道施設）

VI 節電に取り組む際の留意事項

1 職員への周知

- 節電取組の庁内放送
- 県庁舎においては、行政情報ネットワークを活用した電力使用状況の「見える化」
- 掲示板を活用した節電関連情報の提供
- 県緊急節電対策推進本部長より職員向けメッセージ

2 職員の健康管理

- 職員への熱中症の予防や対策の周知
- 職員等への「高温注意情報」等気象情報等の提供

3 県民への周知

- 来庁者等に対する節電対策に取り組中であることの周知及び協力依頼
- 熱中症に対する注意の喚起

VII 推進体制等

- 各部局庁に節電総括責任者（環境総括責任者（各部局庁次長等)), 施設ごとに節電担当責任者（環境保全推進員（各課総括補佐・出先機関次長等))を設置し, 各施設における節電行動計画の進行管理を行うとともに, 職員への取組の徹底を図る
- 節電総括責任者等による節電パトロールを実施

VIII その他

1 電力逼迫時への対応

- 施設ごとに, 政府需給逼迫警報（仮称）発令時や当該施設の節電目標を超える恐れが生じた場合には, 追加で実施する節電対策を予め決めておく
 - ・緊急節電放送の実施
 - ・追加で実施する節電対策としては, 空調運転停止台数の追加, エレベーターの間引き追加, 給湯器全停止等
 - ・緊急時には自家発電を活用

2 県出資団体等, 市町村への取組の波及

- 県出資団体等及び市町村に対し, 県庁節電実行計画を紹介し, 節電の取組を波及
- 県出資団体等及び市町村に対し, その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等の支援